

福岡県公報

令和2年12月1日
第156号

目次

告示(第890号-第902号・第904号)

○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	1
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	2
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
○令和2年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催	(畜産課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○漁船損害等補償法第112条第1項の規定による同意	(漁業管理課)	5
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
公 告		
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課)	6
○令和2年度福岡県ふぐ処理師試験の実施	(生活衛生課)	6
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(建築指導課)	7
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分に係る公表	(廃棄物対策課)	8

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○特定危険薬物の指定の失効	(薬務課)	8
○令和2年度砂利採取業務主任者試験の合格者の発表	(工業保安課)	9

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	9
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	9
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	10

海区漁業調整委員会

○意見募集の結果の公示	(漁業管理課)	11
-------------	---------	----

雑 報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(自然環境課)	11
------------------------------------	---------	----

再 掲

○家畜伝染病の発生	(畜産課)	13
-----------	-------	----

正 誤

○二級建築士免許の取消し(令和2年3月福岡県公告) 中正誤	13
○二級建築士免許の取消し(令和2年4月福岡県公告) 中正誤	13
○二級建築士免許の取消し(令和2年7月福岡県公告) 中正誤	13

告 示

福岡県告示第890号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年3月福岡県告示第518号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第891号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月福岡県告示第1253号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び八女市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第892号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成6年2月4日農林水産省告示第237号（2に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第893号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月福岡県告示第1252号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第894号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年6月11日農林水産省告示第890号（1に係るものに限る。）

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第895号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年12月福岡県告示第2103号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第896号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

平成9年1月福岡県告示第170号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第897号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成8年7月福岡県告示第1254号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第898号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成10年10月23日農林水産省告示第1654号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び

みやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第899号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び指定の目的

次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。

平成9年5月20日農林水産省告示第837号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第900号

福岡県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年福岡県規則第106号）第2条第2項の規定に基づき、次のように令和2年度福岡県家畜体内受精卵移植に関する講習会の開催場所及び期日を告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

講習会開催場所

筑紫野市大字吉木1269番地
福岡県農林業総合試験場畜産研究棟

公 告

公告

令和2年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位 ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	496.19
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	169.81
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	506.48
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	197.38
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	924.76
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	238.45
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1104.21
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	105.60
〃	干害防備保安林	飯塚	飯塚市	0.32
〃	〃	宮若	宮若市	0.22
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	356.46
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	103.96

〃	水源かん養保安林	今川	〃	833.41
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	239.47
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	187.16
遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	296.16

公告

令和2年度福岡県ふぐ処理師試験を次のように実施する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小 川 洋

1 受験資格

次のいずれかに該当する者が受験できる。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、ふぐの処理に3年以上従事したもの
- (2) (1)に該当しない者で、ふぐの処理に5年以上従事したもの

2 試験

(1) 方法

試験は、学科試験及び実技試験とし、試験科目は、次のとおりとする。

- ア 衛生法規
- イ 食品衛生学
- ウ ふぐに関する知識
- エ ふぐの処理に関する実技

(2) 日時及び場所

日	時	科 目	場 所
令和3年3月5日 (金曜日)	午前9時00分～ 午前9時30分	受付	福岡市中央区平尾二丁目 1番21号 中村調理製菓専門学校
	午前9時30分～ 午前9時40分	受験上の注意事項等説明	

講習会開催期日	令和3年1月13日から同年2月5日まで (土日除く。)
---------	--------------------------------

福岡県告示第901号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	新植延木線	前	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字新北1916番1先まで	13.0 ～ 16.6	75.0
			後	鞍手郡鞍手町大字新北2013番1先から 鞍手郡鞍手町大字新北1916番1先まで	13.0 ～ 16.4	75.0

福岡県告示第902号

次の加入区について、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

加入区の名称 糸島加入区、福岡市西部加入区、福岡市加入区、福岡市東部加入区、新宮相島加入区、福津加入区、神湊加入区、大島加入区、鐘崎加入区、地島加入区、遠賀加入区、岩屋加入区、脇田加入区、藍島加入区、

脇之浦加入区、若戸加入区、平松加入区、長浜加入区、門司加入区、新門司加入区、今津加入区、吉田加入区、曾根加入区、苅田町加入区、蓑島加入区、行橋加入区、豊築加入区、宇島加入区、吉富加入区、大川加入区、大野島加入区、上新田加入区、川口加入区、久間田加入区、柳川加入区、浜武加入区、沖端加入区、両開加入区、皿垣開加入区、有明加入区、中島・山門羽瀬加入区、大和加入区、高田加入区、新三浦加入区、三池港加入区

福岡県告示第904号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件変更予定森林の所在場所
田川郡赤村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び赤村役場に備え置いて縦覧に供する。）

午前9時40分～ 午前10時40分	衛生法規 食品衛生学 ふぐに関する知識
午前11時10分～ 午後5時00分	ふぐの処理に関する実技

3 受験手続及び受付期間

(1) 申請方法

ア ふぐ処理師免許申請書1部に、次に掲げる書類及び写真（申請前3月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦7センチメートル、横5センチメートルのもので裏面に氏名を記載したもの）並びに免許申請手数料17,000円を添えて、住所地又は就業地を管轄する保健福祉環境事務所又は保健福祉事務所保健衛生課（ただし、北九州市のうち小倉北区については北九州市保健所東部生活衛生課、八幡西区については同保健所西部生活衛生課、小倉北区及び八幡西区以外の区については各区保健福祉課、福岡市については各区保健福祉センター（各区保健所）衛生課、久留米市については同市保健所衛生対策課。以下「保健所等」という。）へ、県外に住所地及び就業地を有する者は、福岡県保健医療介護部生活衛生課（郵便番号812-8577福岡市博多区東公園7番7号。以下「生活衛生課」という。）へ提出すること。

（ア）住民票の写し（申請前6月以内、本籍地の都道府県名又は住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等記載のもので、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項又は第2項の規定により指定された個人番号が記載されていないもの）出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3各号のいずれかに該当する者は、旅券その他の身分を証する書類の写し

また、改姓等により卒業証明書等と姓名が異なる場合は、戸籍抄本又は戸籍謄本

（イ）ふぐ処理従事証明書

（ウ）1の(1)に規定する者にあつては、卒業証書の写し又は卒業証明書

（エ）視覚若しくは精神の機能の障がいによりふぐ処理師の業務を適正に行うに当たって必要な認知及び判断を適切に行うことができない者又は麻薬、あへん、

大麻若しくは覚醒剤の中毒者のいずれにも該当しないことを証する医師の診断書（申請前1月以内のもの）

（オ）履歴書

イ ふぐ処理師免許申請の用紙は、保健所等及び生活衛生課で交付する。郵便によって申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記し、140円切手を貼った返信用封筒（A4サイズの内紙が折れずに入る大きさのもの）を必ず同封すること。

ウ 免許申請手数料17,000円は、福岡県領収証紙により納入すること。免許申請手数料は、申請受付後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも返還しない。

エ 郵便によって申請する場合は、必ず書留郵便にすること。

(2) 受付期間

ア 申請の受付期間は、令和3年1月6日（水曜日）から令和3年1月20日（水曜日）までとする。

イ 郵便による申請は、令和3年1月20日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表及びふぐ処理師免許証の交付

(1) 合格者の受験番号は、令和3年3月26日（金曜日）午前9時00分に発表する。発表は、各保健所等及び生活衛生課に掲示し、福岡県公報に登載し、及び福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載して行うほか、合格者に通知して行う。

(2) 試験に合格した者に対しては、ふぐ処理師免許証を交付する。

5 その他

受験手続その他の問合せは、最寄りの保健所等又は生活衛生課に対して行うこと。郵便で問い合わせる場合は、宛先及び郵便番号を明記して140円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

公告

「福岡県建設業者に関する提出書類等閲覧規則等の一部を改正する規則案」について

、次のとおり意見を募集します。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和2年12月1日から令和3年1月8日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

公告

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき行政処分を行ったので、福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例（平成14年福岡県条例第80号）第19条第2項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 処分を受けた事業者

(1) 名称

株式会社大和商会

(2) 所在地

北九州市戸畑区元宮町5番27号

(3) 代表者

代表取締役 松田 圭司

2 行政処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 処分の年月日

令和2年11月11日

4 処分の理由

株式会社大和商会は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニに該当）

の規定に該当し、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するに至った。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字坂本834番1、834番3から834番24まで、835番3及び835番9から835番11まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区向新町二丁目5番16号

照栄建設株式会社

代表取締役 富永 一幹

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成26年福岡県条例第57号）第16条第1項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

1 失効する特定危険薬物の名称

(1) 化学名 メチル=3, 3-ジメチル-2-[1-(ペント-4-エン-1-イル)-1H-インダゾール-3-カルボキサミド] ブタノアート及びその塩類

(2) 化学名 1-{2-メチル-4-[(E)-3-フェニルプロパ-2-エン-1-イル]ピペラジン-1-イル}ブタン-1-オン及びその塩類

(3) 化学名 N, N-ジエチル-2-{[2-(4-イソプロポキシフェニル)メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル}エタン-1-アミン及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第185号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和2年11月29日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

令和2年度砂利採取業務主任者試験（令和2年11月13日実施）の合格者を次のように発表する。

令和2年12月1日

福岡県知事 小川 洋

合格者受験番号

4、5

公安委員会

福岡県公安委員会告示第255号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和3年1月26日（火） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

日 時	場 所
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第256号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和2年12月1日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和3年1月12日（火） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市小倉南区若園五丁目1番6号 小倉南警察署 会議室	小倉南警察署
令和3年1月20日（水） 午後1時30分～午後4時30分	大牟田市不知火町三丁目8番地 大牟田警察署 会議室	大牟田警察署
令和3年1月27日（水） 午後1時30分～午後4時30分	春日市原町三丁目1番地21 春日警察署 会議室	春日警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6ヶ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第257号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和2年12月1日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年2月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	18名

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和3年2月4日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。
- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、雨具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。

- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

海区漁業調整委員会

公告

海区漁業調整委員会の意見の聴取に関する手続規程案について、令和2年4月3日から令和2年5月20日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和2年12月1日に公布しました。

令和2年12月1日

福岡県連合海区漁業調整委員会会長 本田 清一郎

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 内場 澄夫

福岡県豊前海区漁業調整委員会会長 高松 三男

問合せ先

農林水産部水産局漁業管理課漁業調整係

電話：092-643-3557

メールアドレス：gyokan@pref.fukuoka.lg.jp

雑 報

福岡県環境審議会公告

審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

令和2年12月1日

福岡県環境審議会会長 浅野 直人

- 意見募集の対象
福岡県希少野生動植物種の保護のための基本方針の策定に係る答申案
- 答申案の概要

- 希少野生動植物種の保護に関する基本構想
 - 指定希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項
 - 指定希少野生動植物種の個体及びその器官並びにこれらの加工品の取扱いに関する基本的な事項
 - 指定希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項
 - 保護回復事業に関する基本的な事項
 - その他希少野生動植物種の保護に関する重要事項
- 3 答申案の閲覧場所等
- (1)～(5)の場所に配架するとともに(6)のホームページにも掲載する。
- 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁1階）
 - 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
 - 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
 - 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
 - 京築県民情報コーナー（行橋市中央一丁目2-1）
 - 福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）
- 4 意見の提出期限
令和2年12月1日（火）から令和2年12月14日（月）まで必着
- 5 意見書提出の方法
持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール
- 6 意見書の提出先
福岡県環境部自然環境課
(住所) 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(ファクシミリ) 092-643-3222
(電子メール) shizen@pref.fukuoka.lg.jp

別紙

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第849号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和2年11月17日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	2頭	大牟田市	令和2年11月17日

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同左番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
2.3.6	84	公告		12	○		下から9		第9条第 [○] 3項	第9条第 [●] 2項
2.4.3	91	公告		5	○		下から12		第9条第 [○] 3項	第9条第 [●] 2項
2.7.10	118	公告		17		○	下から9		第9条第 [○] 3項	第9条第 [●] 2項